

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

関係県 防災・危機管理担当部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）
総務省行政管理局
法務省大臣官房司法法制部
法務省民事局

「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について（周知依頼）

標記政令については、本日閣議決定され、同日に公布・施行されました。

つきましては、本政令が制定された背景、緊急性等に鑑み、災害により被災された方々に対する制度の周知が極めて重要であることから、貴県におかれましては、本政令の趣旨、内容等について速やかに関係職員へ周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

また、今後、告示予定事項等について、地域住民等への情報提供に努めていくこととしておりますが、貴県におかれましても、関係市区町村、関係団体、報道機関、地域住民等へ積極的に情報提供いただくようお願いいたします。併せて、本事務連絡には本政令の内容をまとめたリーフレット「被災者のみなさまへ」を添付しております。避難所での掲示、自治会の回覧板への入れ込み等にご利用いただくとともに、在宅の被災者に対して各戸別に巡回・配布をしていただくなど、被災者に広く情報が行き渡るよう丁寧な周知をお願いいたします。

【問合せ】

- 内閣府政策統括官（防災担当）
TEL：03-3593-2847（直）[齋藤、阿部、竹内]
- 総務省行政管理局（第3条及び第4条関係）
TEL：03-5253-5353（直）[山根、関谷、渡邊、高司]
- 法務省民事局参事官室（第5条関係）
TEL：03-3592-7114（直）[吉賀、日下部、乗田、岡村]
- 法務省民事局参事官室（第6条関係）
TEL：03-3592-7114（直）[齋藤、渡部、大野、宮村]
- 法務省大臣官房司法法制部（第7条関係）
TEL：03-3592-7886（直）[小澤、町田]

(参 考)

令和 8 年 8 月 7 日

内閣府政策統括官（防災担当）

総	務	省
法	務	省

「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1 政令の趣旨

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種の特別措置を、政令で定めることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、著しく異常かつ激甚な非常災害のうちそれらの措置を講ずることが必要と認められる非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
- 今回の令和八年熊本地震においては、人的被害、住家被害が多数であるとともに、未だ多くの被災者の皆様が避難生活を余儀なくされ、被災地域全体の日常生活や業務環境に多大な支障が生じている状況にあり、かつ、その復旧・復興には時間を要することが見込まれるところ。
- この度、「令和八年熊本地震による災害」について特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするもの。

2 政令の概要

- （1）令和八年熊本地震を特定非常災害として指定する。（法第2条、政令第1条）
- （2）この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（法第2条、政令第2条）

① 行政上の権利利益の満了日の延長（法第3条、政令第3条）

特定非常災害の被害者が、運転免許証のような有効期間がある許認可等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があることを考慮して、許認可等に係る有効期間を令和9年1月27日まで延長することができること。

※ 延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、可能な限り速やかに各府省等の告示により別途指定。

② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責（法第4条、政令第4条）

事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出のような履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても令和8年11月27日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われなくすること。

③ 法人の破産手続開始の決定の特例（法第5条、政令第5条）

特定非常災害により債務超過となった法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てがされたとしても、支払不能等の場合を除き、令和10年7月27日までは破産手続開始の決定をすることができないこと。

④ 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例（法第6条、政令第6条）

特定非常災害発生日（令和8年7月28日）において、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された区域に住所を有していた相続人については、相続の承認又は放棄をすべき期間を令和9年3月31日まで伸長すること。

⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例（法第7条、政令第7条）

特定非常災害発生日において、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された区域に住所等を有していた者が、今般の災害に起因する民事に関する紛争について、令和11年6月30日までの間に民事調停法による調停の申立てをする場合には、申立手数料を不要とすること。

ご存知ですか？

令和8年8月7日
内閣府・総務省・法務省

- ★運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）が延長されます
- ★各種届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（処分や刑罰を受けません）
- ★法人に係る破産手続開始の決定が留保されます
- ★相続放棄等の熟慮期間が延長されます
- ★民事調停の申立手数料が免除されます

※ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、令和8年熊本地震による災害が**特定非常災害**に指定されることにより、これらの措置が講じられます。

① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和9年1月27日（水）まで延長されます。

◎令和8年7月28日（火）以後に満了する許認可等が対象です。

◎対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、**今後、各府省庁の告示で定められます。**

告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、
総務省特設ページ

(https://www.soumu.go.jp/r8_kumamoto_jishin/hisai.html)

などで、随時更新し、お知らせしていきます。

※総務省特設ページにアクセスが難しい場合は、きくみみ熊本
(フリーダイヤル：0120-091-110) にお問い合わせください。
(平日9:00～16:45 当面の間は土、日、祝日も受付)

◎なお、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方などについても、
申出により、満了日の延長が認められる場合があります。



総務省
特設ページ

② 事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が、令和8年11月27日（金）まで延長されます。

法令に基づく**届出などの義務**が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであれば、**令和8年11月27日（金）までに履行**することで、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 詳細については、法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合のほか、債権者もすることができます。

しかし、令和8年熊本地震の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、

(1)法人が清算中である場合 または (2)法人が支払不能である場合

を除き、**令和10年7月27日（木）までの間**、裁判所による **破産手続開始の決定はされません**。

④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

令和8年熊本地震に際し災害救助法が適用された市区町村に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間（令和8年7月28日以後に満了するもの）が**令和9年3月31日（水）まで延長**されます。

⑤ 民事調停の申立手数料の免除

令和8年熊本地震に際し災害救助法が適用された市区町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、**令和8年7月28日（火）から令和11年6月30日（土）まで**に、令和8年熊本地震による災害に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、**手数料の納付が免除**されます。

◎詳細については、最寄りの裁判所にお尋ねください。

〔関連リンク〕

◎裁判所ウェブサイト

民事調停

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_25_01/index.html

各地の裁判所一覧

<https://www.courts.go.jp/courthouse/map/index.html>

参考情報：日本司法支援センター（法テラス）の支援について

法テラスでは、法的問題について、解決に役立つ法制度や各種手続、相談窓口等の情報を提供しています。

被災者の方を対象とした無料法律相談も行っていますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

おなやみレスキュー

法テラス災害ダイヤル 0120-078309

受付時間：平日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）